

青年部会員慶弔見舞金規程

第1条 この慶弔見舞金規程は、青年部会員の慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 部会員に対し、下記慶弔がある場合は慶弔金を支給する。

【死亡の場合】

1. 本人 花輪（時価）及び香料（10,000円）
2. 配偶者 花輪（時価）及び香料（10,000円）
3. 実父母 花輪（時価）及び香料（10,000円）
4. その他弔電等については、都度部会長が決定する。

【結婚の場合】

1. 部会員が結婚したときは、祝電等を贈る。

第3条 見舞金については、都度部会長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月31日から施行する。